

<p>際に補助条件として付するよう求めている事項(財産処分制限等)について、補助事業者がそれらを付さないまま補助金を交付している事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。(大船渡地方振興局水産部)</p>	<p>た。</p>
<p>補助事業者と間接補助事業者の間の補助金交付契約書に事業計画書が添付されていない事例があった。地方振興局の完了確認等において把握及び指導が可能であると考えられるので、今後適正な事務処理に努められたい。(久慈地方振興局水産部)</p>	<p>補助事業者に対し、補助事業者と間接補助事業者との補助金交付契約書に事業計画書を添付するよう文書により指導した。</p>
<p>地方振興局と補助事業者の間の補助金交付契約書に事業計画書が添付されていない事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。(大船渡地方振興局水産部、久慈地方振興局水産部)</p>	<p>(1) 平成13年度以降、補助金交付契約書に事業計画書を添付するよう改善した。(大船渡地方振興局水産部) (2) 補助事業者に対し、補助金交付契約書に事業計画書を添付するよう文書により指導した。(久慈地方振興局水産部)</p>

岩手県監査委員告示第10号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表(平成16年岩手県監査委員告示第14号及び平成17年岩手県監査委員告示第11号)により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月7日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 一 戸 克 夫
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

[措置結果通知]

人 第 696 号
平成18年1月27日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
 岩手県監査委員 平 沼 健 様
 岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
 岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

包括外部監査に係る改善を要する事項の措置結果の通知について

平成16年3月29日付けで包括外部監査人から報告書の提出のあった改善を要する事項(総務部分)について、別紙のとおり措置しましたので通知します。

記

監査事件名 人件費及び関係諸費の事務

別紙

平成15年度包括外部監査の結果に関する措置状況

(人事課)

報 告 書 の 内 容 (指 摘 事 項)	措 置 結 果
<p>1 勤務成績不良職員の処遇について 勤務成績不良職員・適格性を欠く職員に対する具体的な指導ルール等の手続を定めるべきである。</p>	<p>平成17年10月17日付けで勤務成績不良職員の職務能力の向上等を目的とした職務能力向上プログラム実施要領を定めた。 また、平成18年1月1日から病気休暇の通算規定の見直しを行った。</p>

下 水 第 223 号
平成18年1月30日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
 岩手県監査委員 平 沼 健 様
 岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
 岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

包括外部監査に係る改善を要する事項の措置結果の通知について

平成17年2月10日付けで包括外部監査人から報告書の提出のあった改善を要する事項(下水環境課分)について、別紙のとおり措置しましたので通知します。

記

監査事件名 補助金及び関係諸費の事務

別紙

平成16年度包括外部監査の結果に関する措置状況

(下水環境課)

報 告 書 の 内 容 (指 摘 事 項)	措 置 結 果
<p>1 小規模農業集落排水推進事業費補助について</p> <p>(1) 工事請負契約については、複数の見積りを徴収することを交付要領等において明文化することにより、請負工事の契約者の決定や工事価格の決定のプロセスを明瞭にすべきものとする。</p>	<p>(1) 当該補助金を交付する際、交付決定文書において、補助事業者は当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えること、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管すること、を明記しており、補助事業者は見積り等の支出に関する証拠書類を整備することとなっている。</p> <p>今後とも複数見積りの徴収及び関係書類の整備保管について徹底すべく、今回の指摘を受け注意喚起のため、平成17年12月に文書により指導した。</p>

内水面漁場管理委員会

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成18年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成18年3月7日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 島川良彦


~~~~~  
岩手県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成18年3月7日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

- 1 指示内容 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放し、又は生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域 県内の内水面における第五種共同漁業権の設定された漁場及び盛岡市市内の四十四田ダム橋下流端から宮城県境までの北上川本流の区域
- 3 指示の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

~~~~~  
岩手県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、こい(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成18年3月7日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

- 1 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 放流
こいを放流すること。ただし、採捕したこいを同じ水域に放流する場合及びコイヘルペスウイルス病が確認されていない水域において次に掲げる要件のいずれにも該当するこいを放流する場合を除く。
 - ア 放流しようとする水域で自家生産されていること。
 - イ PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査)により陰性が確認されていること。
 - (2) 遺棄
生死を問わず、こいを遺棄すること。
 - (3) 知事が別に定める水域からの持出し
コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると知事が認めた場合において、知事が別に定める水域からこいを持ち出すこと。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ア コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために疾病検査を実施する場合
 - イ その他コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための対策を実施する場合
- 2 指示期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

岩手県報 第10537号

発行日 毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

平成18年3月7日 印刷

平成18年3月7日 発行

購読料 1箇月 3,400円(送料共)

発行人 岩手県

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤浦信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社